

港南区役所・港南消防署からのご案内



火災・風水害等により被害を受けた皆様へ










火災・風水害等で被害を受けた方は、条件によって次のような救済・支援制度等を受けることができます。
それぞれの制度内容をご確認のうえ、各担当窓口でご相談ください。

項 目	担 当 窓 口	内 容	手 続 き
【風水害等による被害の場合】 罹災証明書 (りさいしょうめいしょ)	港南区役所 総務課（総合調整窓口） 8 4 7 - 8 3 1 5 5F 56番窓口	罹災証明書は、災害によって生じた被害に関する証明書です。 	裏面をごらんください。
【火災による被害の場合】 罹災証明書 (りさいしょうめいしょ)	港南消防署 警防課調査係 8 4 4 - 0 1 1 9 2F	罹災証明書は、災害によって生じた被害に関する証明書です。 	裏面をごらんください。


※「罹災証明書」は、罹災物件の所有者、占有者、担保権者、保険金受取人等の申請者が、その使用目的が明確な場合に発行いたします。

※港南区役所内での各手続は「罹災証明書」原本をお持ちいただき、各窓口にコピーを提出してください。

項 目	担 当 窓 口	内 容	手 続 き
見舞金	港南区役所福祉保健課運営企画係 8 4 7 - 8 4 3 2 5F 50番窓口 港南区社会福祉協議会 8 4 1 - 0 2 5 6	火災、自然災害等の被害に対して見舞金または甲慰金が支給される場合があります。 	詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
市・県民税の減免	港南区役所税務課 市民税担当 8 4 7 - 8 3 5 1 ~ 5 3F 31番窓口	災害により、家屋等に被害を受けた場合、被害状況により、税金の減免が受けられる場合があります。 	詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
市税の徴収猶予	港南区役所税務課 収納担当 8 4 7 - 8 3 7 1 3F 30番窓口	災害により、一時的に納付・納入が困難な方に市税の徴収を一定期の猶予を受けられる場合があります。 	詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
固定資産税・都市計画税の減免	港南区役所税務課 土地担当 8 4 7 - 8 3 6 0 ~ 1 家屋担当 8 4 7 - 8 3 6 5 ~ 7 3F 32番窓口	火災、風水害等により、家屋等に被害を受けた場合、被害状況により、税金の減免が受けられる場合があります。 	詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
国民健康保険料の減免等 介護保険料の減免等	港南区役所保険年金課 保険係 8 4 7 - 8 4 2 5 2F 24番窓口	火災、風水害等により、家屋、事業所等の資産が滅失または著しい被害を受けた場合申請により保険料が減額または免除等される場合があります。 	詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
後期高齢者医療保険料の減免等	港南区役所保険年金課 保険係 8 4 7 - 8 4 2 3 2F 23番窓口		
国民年金保険料の免除	港南区役所保険年金課 国民年金係 8 4 7 - 8 4 2 1 2F 26番窓口		
保育所など保育料の減免 (子ども子育て支援制度2・3号)	港南区役所子ども家庭支援課 保育担当係 8 4 7 - 8 4 9 8 4F 40番窓口	火災、風水害等により、半壊以上等の被害を受けた場合、保育料を3か月又は6か月免除する制度があります。 	詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
母子、父子寡婦福祉資金 貸付事業 (住宅資金)	港南区役所子ども家庭支援課 子ども家庭係 8 4 7 - 8 4 5 7 4F 40番窓口	母子父子寡婦世帯で災害で住居、家屋を失った場合融資を受けられる場合があります。 	詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
災害援護資金 (生活福祉資金制度)	港南区社会福祉協議会 8 4 1 - 0 2 5 6	低所得者・高齢者・障害者世帯で災害で住居、家財、生活用品を失った場合で融資を受られる場合があります。 	詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

項 目	担 当 窓 口	内 容	手 続 き
一般廃棄物処理手数料の減免	資源循環局 港南事務所 8 3 2 - 0 1 3 5	火災、自然災害等により生じた廃棄物を被災者自ら施設に搬入する場合、廃棄物処理手数料のみを減免します。  	罹災証明書原本を提出してください。 詳しくは担当窓口へお問い合わせ下さい。
市営住宅の一時使用	建築局市営住宅課 6 7 1 - 2 9 2 3	火災等で被災した住宅が半焼・半壊以上の場合、市営住宅を一時使用（3か月）できる制度（使用料減免）があります。  	罹災証明書原本を提出してください。 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
所得税の全部又は一部の軽減	横浜南税務署 7 8 9 - 3 7 3 1	確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けられる場合があります。  	罹災証明書原本を提出してください。 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
水道料金等基本料金相当額の免除	水道局お客さまサービスセンター 8 4 7 - 6 2 6 2	水道料金・下水道使用料を減免・減額される場合があります。 	詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

○ その他

項 目	担 当 窓 口	初 期 対 応
洗浄・消毒等に関する相談 受水槽の管理に関する相談	港南区役所生活衛生課 環境衛生係 8 4 7 - 8 4 4 5 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">5F 51番窓口</div>	○汚水に浸かった床板、柱、壁面等は、流水で汚れを洗い流してから消毒しましょう。 ○受水槽（飲料水）に汚れが入った場合は、内部等の清掃・消毒が必要です。専門業者に作業を依頼することをお勧めします。 ※使用する消毒薬の種類や希釈方法等については、担当窓口にご相談ください。 

- ここには、おもな救済・支援制度を掲載しています。

☆ 罹災証明書について ☆

- 1 罹災証明書とは
罹災証明書は、火災・風水害等などの災害によって生じた被害に関する証明書です。
- 2 発行の条件
「罹災証明書」は、罹災物件の所有者、占有者、担保権者、保険金受取人等の申請者が、その使用目的が明確な場合に発行いたします。
- 3 必要な書類
 - (1) 申請者であることを証明できるものを提示していただく場合があります。（運転免許証等）
 - (2) 申請者の代理人が発行手続きに来られる場合は、次のものをご持参ください。
ア 申請者の罹災証明書発行手続きに関する委任状（書式については、消防署にご確認ください。）
イ 代理人の身分証明書（運転免許証等）
- 4 申請先（被害に遭った場所が港南区内の場合）
 - (1) 風水害等による被害の場合
港南区役所
（区役所での申請は発行まで数日掛かります。）
 - (2) 火災による被害の場合
港南消防署及び区内の各消防出張所
（港南消防署での申請は即日発行、各出張所での申請は発行まで数日掛かります。）
- 5 取扱時間
 - (1) 港南区役所 平日の8時45分から17時00分（■）
 - (2) 港南消防署 土日休日を含む8時45分から20時00分（◆）
 - (3) 各消防出張所 平日の8時45分から17時15分（◇）

※ 災害出場等により消防隊等が不在の場合がありますので、申請のため来庁される際には事前に連絡をお願いいたします。

【連絡先】

- 港南区役所 総務課 8 4 7 - 8 3 1 5
- ◆港南消防署 調査係 8 4 4 - 0 1 1 9 （港南区役所2階）
- ◇芹が谷 消防出張所 8 2 2 - 0 1 1 9 ◇野庭 消防出張所 8 4 5 - 0 1 1 9
- ◇港南台 消防出張所 8 3 4 - 0 1 1 9 ◇上永谷 消防出張所 8 4 1 - 0 1 1 9